株式会社松村組	東京都品川区西五反田二丁目四番二号	とび
株式会社ダブレス	東京都足立区千住緑町三丁目六番八号	プラスチック成形
有限会社慶福商事	東京都江戸川区松島三丁目十一番十八号	とび
有限会社アオキビルド	長野県中野市大字草間千二百十六番地十三	鉄工
洲崎鋳鉄株式会社	大阪府大阪市城東区今福西六丁目四番二十六号	鋳造
株式会社田中鉄筋工業	宮崎県都城市広原町四千三百四十五番地	鉄筋施工
有限会社宇都建設	鹿児島県志布志市志布志町安楽二千三百六十九番地	とび

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字出谷一二一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字出谷一二一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市相賀字古河八五四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古河八五四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑字登り尾一四六の二、一四七（次の図に示す部分に限る。）、一四八、一五一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字登り尾一四六の二・一五一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区建部町建部上字能寺一二五の第一、一二六の第一、一三八の一から一三八の四まで、一三九

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町田土字尾山二九五一、字小山峠二九五二、字小山屺二九五三の二、字藤沢二九五五の五から二九五五の七まで、二九五五の九、二九五五の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに岡山市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町字角石七〇三六、七〇四八、七〇五〇の一、七〇五〇の四から七〇五〇の六まで、七〇五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）